

附帯意見

議案第7号「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について」

- 1 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第22条第1項において、防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されることのないようにするための措置を講ずるよう努めるものとされているが、防犯カメラ設置者等には個人も含まれることをより明確にするため、防犯カメラを設置する個人も対象であることを、現在検討中の「防犯カメラの設置及び運用に関する指針（以下「指針」という。）」に明記するよう検討すること。
- 2 適切な画像の取扱い、情報漏えい防止及び画像の適切な保管など、防犯カメラの安全な利用のために必要な措置について、防犯カメラ設置者等に説明することを防犯カメラ設置工事業者及び販売業者に求めることとし、指針に明記するよう検討すること。